

## 第3回木更津市立小中学校適正規模等審議会会議録

○開催日時：平成21年8月19日（水）

午前10時00分から午前12時00分まで

○開催場所：木更津市役所6階会議室

○出席者氏名

審議会委員：佐伯康子、内田慎一郎、川名和夫、石井徳亮、坂井麻貴子、  
豊田雅之、池田利一、金子邦夫、山口嘉男、加藤淳、石渡宏

教育委員会：初谷教育長、栗原教育部長、露崎教育部次長

（教育総務課）星野副課長、藤尾副参事

（事務局 学校教育課）高澤参事、竹内副課長、石井主幹、  
安見主査、鶴岡主査

○議題等及び公開非公開の別

議事 (1)本市の学校規模等について：公開

### 1 開会（佐伯会長）

ただいまより第3回木更津市立小中学校適正規模等審議会を開催します。

—配付資料確認（竹内副課長）—

### 2 会長あいさつ

会議次第に沿いまして、本日の会議を進めてまいりますので、委員の皆様のご協力をお願いします。

### 3 教育長あいさつ

おはようございます。大変お忙しいなか、お集まりいただきました委員の皆様  
に、心からお礼を申し上げます。

この審議会も回を重ねて3回目となりまして、当初は学校規模の適正化、適正  
配置について、木更津市全体を上空から俯瞰するような論議をしていただきました  
が、今日は机上の資料でもお分かりのように、細かな数字も随分並んでおりま  
す。顕微鏡とまではいきませんが、虫眼鏡で見るような、論議する対象を  
少し絞っていただきまして、具体的な論議になってくるかと思えます。

よろしく願いいたします。

—第2回審議会において委員から請求のあった資料について説明—

（説明概要）

安見主査 資料1-1「通学区外就学状況」について説明します。

木更津第一小学校を例に説明します。7月31日現在の児童数は487

人です。学区外総数49人は、487人のうち一小学区以外から一小へ就学している人数であり、総児童数に対する学区外就学の割合は10.1%となっています。学区外転出総数というのは、学区外の学校へ就学している児童の数です。本来就学すべき学校は第一小学校なのですが、事情により他の学校へ就学している児童が17人いるということです。

合計欄、小学校の合計7,017人のうち学区外総数は443人となっています。この中には木更津市外からの区域外児童32人も入っていますので、市を越えた区域外就学的人数についても表にしました。

「他市から」とあるのは他市から木更津市の学校へ就学している人数で、合計32名、「他市へ」とは木更津市から他市の学校へ就学している児童で、27名います。

中学校についても同様にご覧ください。

なお、参考資料として資料1-2区域外就学許可事由を提出しました。

竹内副課長 資料2-1地区別人口の伸び率について説明します。

平成17年度から21年度までの伸び率から過去5年間の伸び率を算出して、大字ごとに表にしました。その中で「請西東丁目」「請西南丁目」「港南台丁目」「羽鳥野丁目」「ほたる野丁目」が大きく伸びている地区と考えられます。

資料2-2市街地開発事業の現状と経緯について説明します。

「資料2-1地区別人口の伸び率」で、大きく伸びている5つの地区について、区画整理事業によって人口が急増した地区として記載しました。

現在の木更津市の人口動態を見ると、平成16年から20年の5年間の平均は年357人の増、平成18年から20年の3年間の平均は975人の増となります。この社会増が児童数に及ぼす影響を、本市の児童数発生係数で計算すると、年に約20名から55名となります。

また、直近で本市の人口予測を行った水道部の推計では、平成23年度以降市全体は人口減と見込むものの、請西南、羽鳥野、ほたる野地区は社会増が当面続くと予測しており、これら3地区の社会増合計は441人、児童発生数は25人となります。しかし実際の3地区の増は約1,500人で社会増の予測値を越えており、この差は社会増と市内での移動によるもので、この傾向が続くかどうかで3地区の数値が大きく変化するものと考えられています。増加人口の3分の2が社会増、3分の1が市内移動ではないかと予測しています。

資料3規模、施設、配置等の現状について説明します。

前回会議の中で、課題の抽出について6項目を基にしてはどうかとの提案をいただきましたので、それにより作成したものです。

(質疑応答概要)

石渡委員 学区外就学状況はわかりましたが、私立の学校に行っている児童生徒の状況も、参考にお聞きしたい。

高澤参事 中学校に進学するときに、私立に行くのは各小学校で数名程度だと捉えています。

金子委員 学区外就学事由で、何か特に偏った傾向があるのでしょうか。市街地とか畑沢地区とか学区外の人が多いわけですがけれども、顕著なものがありますと、適正な学級数を考えていく上で多少加味しなければいけないところがあるのかと思います。

高澤参事 12項目の許可事由のうち、小学校におきましては4番目の「保護者が共働き等で、学童保育所のある区域の小学校に就学を希望する場合」、5番目の「保護者が共働き等で、通学区域外の他家に預けなければ就学できない場合」、この事由が大変多くなっています。

それから、10番目の「通学区域の学校に就学することが、地理的条件からみて困難あるいは危険であり」ということで、とりわけ小学校低学年のお子さんにおいては交通量の多い国道を渡らなくてはならないとか、送り迎えをするおじいちゃんおばあちゃんがないとかという理由で、これも比較的多くなっています。

11番目の「隣接する他の通学区域への転居」は、現在就学していて、引越し等で隣の学区に転居するけれども、せっかく慣れ親しんだ学校で、間もなく卒業となるが、今の学校に引続き就学をさせて欲しいといったことも比較的多い理由となっています。

数は少ないのですが、3番目の子どもたちの人間関係やいじめ等で就学校を変えて欲しいという方もありますので、諸々の事由を吟味しながら、許可をしています。12項目に当てはまらない方については、十分説明をして、自分の地域の学校に就学して欲しいということで理解をいただいています。

石渡委員 宅地の開発というのは、市の行政の方向性があるのか、そういうことに対して教育委員会として学校の配置等の意見を入れたりしているのか。宅地の造成と教育委員会との関係をお聞きしたいと思います。

栗原部長 市街地の開発というのは、基本的に都市計画という分野で考えていきます。木更津市の場合、今の考え方は平成2年につくりました木更津市の第二次基本計画の中での土地利用の将来像に沿って、東関東自動車道館山線、アクアライン連絡道の概ね西側の地区を、既存の市街地にくっつけて開発していくという考え方になっています。

開発にあたっては、木更津市の土地利用としては住宅地をメインに考えていますので、その中での児童発生数も予測します。開発した後に学校用地を確保するのは困難ですから、開発の計画段階で、教育委員会と協議が

ありまして、児童発生数の予測などから学校規模を考えて、学校予定地をあらかじめ確保しています。

石井委員 金田小学校は、将来的な児童数の展望は減少傾向と予想されていますが、金田東・西地区土地区画整理事業が施行されており、今後人口増加の可能性のある地域ともなっています。今後宅地造成によって一般の方が入ってくるという情報があれば教えていただきたい。

竹内副課長 今後開発が順調に行われれば、人口の増は将来的には見込まれると思います。具体的な予測はできていません。

川名委員 小中学校合わせて3校くらいが、来年から教室が足りないことになりませんが、当面どのようにお考えなのでしょうか。

高澤参事 直近で教室が足りなくなるところにつきましては、現在の学校の教室の中で、転用できるものがあれば普通教室に転用していくとか、通学区域の見直し、改築等も含めて考えています。

石渡委員 学級数について、法改正で弾力的な運用が地域に任されていたと思うのですが、学級数の割り出しを本市はどのように行っているのか、共通理解したいと思います。

高澤参事 千葉県独自の学級編制基準があります。現在は、小学校1年生、2年生、中学校1年生は36人学級編成が可能となっています。たとえば小学校1年生は、36人までが1学級、37人いれば2学級、ですから72人までは2学級、73人になれば3学級とすることができます。

小学校3年から6年、中学校2年、3年につきましては、38人学級という弾力的運用になっていますので、39人になれば1つクラスを開くことができるかたちになっています。

21年度は、この方針で進んでいますので、国の基準である40人と比べると、かなりの数の学級数が現在存在しています。

石渡委員 人数がプラスマイナス1くらいの場合でも、堅持しているということですか。

高澤参事 たとえばある学校で2年生が37人いれば、必ず2クラス開いています。しかし36人のところは、1クラスで行っています。

1クラス増えれば学級担任が1名増える状況になり、県は教職員の年間の雇用費用が生じますので、かなり厳密に行っています。

石渡委員 資料は弾力的運用による学級数ですよ。

高澤参事 21年度の学級数については弾力的運用がなされています。22年度から27年度については、21年度ベースのものが当てはめてあります。

しかし転出入や社会増もありますので、ここに出ている学級数の前後1くらいの変化はあるかとみています。

加藤委員 南清小学校は児童数が急激に増えると予想されている学校ですが、校舎が設置規準を満たしていない。これは、どの時点をもって規準を満たしていないのですか。運動場は設置規準を満たしているとなっていますが、ゆくゆく児童数が増える場合、校舎が設置規準を満たしていないだけなのか、敷地面積は満たすことができているのかということ伺いたい。

露崎次長 設置規準を満たしているかどうかについては、平成21年4月1日時点の「公立学校施設等の総括表」によって判断しています。基準が示されているのは、校舎と運動場であり、学校全体の敷地については特に示されておりません。

川名委員 どういう内容が満たされていないということですか。

露崎次長 児童数に対する校舎の延べ床面積が規準を満たしていないということです。

石井委員 設置規準はいつの時点で指示されたものなのか、学校をつくる時にその設置規準があったのでしょうか。

露崎次長 学校教育法第3条、施行規則、設置規準これらによりまして校舎と運動場の規準が定められています。設置規準は平成14年の文部科学省令です。

金子委員 例えば学級数がどんどん減った場合には、規準を満たしているということになるというものなのでしょうか。

露崎次長 学校を新設するときには、規準を満たした校舎と運動場の面積を確保して設置します。現在は規準を満たしていないけれども、今後児童が減れば、規準を満たすということになる場合もあると考えています。

#### 4 議題

##### (1) 本市の学校規模等について

##### ①本市における適正規模

竹内副課長 第1回の会議におきまして、資料10で学校教育法施行規則の抜粋として「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし地域の実態その他により特別の事情のあるときはこの限りでない。」という条文をお示ししています。そして、第2回会議の資料5で、本市の学校規模をこの標準にあてはめて、審議をいただいたところです。

これらをふまえて、本市の適正規模についてご審議をお願いします。

佐伯会長 本市における適正規模につきまして、ご意見ご質問などありますか。

石井委員 本市における適正規模というかたちで求められましたが、木更津市の標準的な規模ということでしょうか。

大規模校・小規模校のメリット・デメリットを考えると、大規模校についての適正規模、小規模校の適正規模がでてくるのではないかと思いますので、標準的なものを出すのか、地域性や規模のメリット等を含めて審議するのかということについて伺いたいと思います。

高澤参事 大規模校・小規模校それぞれにメリット・デメリットがあります。国の基準が12から18学級を標準とするとなっておりますので、事務

局としては、本市としての適正な規模を考えるうえでの標準は、12から18を生かしていきたいと考えています。

大規模校としての適正規模とか、小規模校としての適正規模ということについては、例えば離島を抱えている自治体や、へき地山村など、地域の実態によって規模を考えているところはあるようですが、本市においては大規模校・小規模校それぞれの適正規模をあえて作成するということは考えていません。

山口委員

国の規準が12から18とありましたが、本市の場合下回る学校が9校ありますね。法令の抜粋のなかに、5学級以下の学級数の学校の統合については書かれています。5学級以下であれば統合の対象になるけれども、6学級以上は統合の対象にならないのか、あるいは運用のなかで、6学級でも統合の対象になってくるのでしょうか。

高澤参事

6学級以下の学級も本市には何校かありますが、統廃合について、学級数何学級になったら統廃合するといった基準はないとみています。

一般的には、6学級を割れば複式学級として2学年を1つの教室で勉強するかたちになりますから、色々な弊害が出てきます。複式学級になるような状況であれば、統廃合を進めましょうというところが多いようです。本市は21年度については複式学級はないのですが、県南の市においては複式の学校が出てきていますので、統廃合を中心に考えているところもあると聞いています。

川名委員

基準については基本的に賛成です。ただ数だけで統廃合というのはどうかと考えます。小学校が5学級になってしまったら考えざるを得ないかもしれませんが、かならず統合するとかそういうものではないと思います。学校は、地域との関わりを大事にしていかなないと動かない部分がたくさんあると思うのです。最近特に、地域の力、地域で子どもを育てましょうという動きがかなり出てきていますよね。地域と学校の関わりを大事にしていかなければならないんじゃないかなと思いますので、地域との関わりとか、学校がうまく動けるのか、子どものためになるのかという視点で判断するしかないのかな。だから「地域の実情に応じて」というのは非常に良い言葉だと捉えています。

高澤参事

教育委員会事務局としても、地域の実情を十分生かしていきたいと考えています。地域の中の、コミュニティの中心として昔から学校を生かした経緯もありますので、そういった視点は持っていきたいと考えています。

統廃合に関する旧文部省の通達があります。昭和31年の文部事務次官の通達です。学校統合の基本方針として、学校統合を行う場合には、「単なる統合にとらわれることなく、教育の効果を考慮し、土地の実情に即して実施をすること」、「将来の児童生徒数の増減の動向を十分考慮して計画的に実施すること」、「学校統合は慎重な態度で実施すべきもの

であって、地域住民に対する学校統合の意義については特に意を用いること」とあります。

学校統合の基準は、「小規模校の統合する場合の規模は、概ね12学級から18学級を標準とすること」、「通学距離については、通常の場合、小学校4キロ、中学校6キロを最高限度とするが、地勢、気象、通学等の諸条件並びに通学距離の児童生徒に与える影響を考慮して、さらに実情に即した基準を定めること」とあります。参考までに。

佐伯会長

とても参考になる事を教えていただいて、ありがとうございました。

それでは、川名委員や山口委員からの意見を踏まえ、本市の適正規模は12学級から18学級とし、地域の実情を生かすことを根底に置くということでいかがでしょうか。

《賛成》

では、本市の適正規模は12学級から18学級として、次の議題に進みたいと思います。

## ②市街地、新市街地の適正配置

竹内副課長 市街地、新市街地の学校の範囲につきまして、小学校11校、中学校7校を挙げさせていただきました。

佐伯会長 ただいま事務局から市街地、新市街地にあたる学校の範囲についての提案がありました。これについてご意見ご質問などお願いします。

内田委員 市街地というと駅の周辺という感覚なのですが、東清小学校は市街地なのかなど。市街地、新市街地の定義を教えてくださいたいと思います。

竹内副課長 市街地・新市街地の定義につきましては特にありません。以前から多く住まわれている地域を市街地、宅地造成・宅地開発によって多く住まわれたところを新市街地という考えで範囲を定めております。

内田委員 というと、もともとそこに住んでいる方が中心になって学校に通っている地区と、新しく宅地造成とかが進んで生徒が増えるようなところとの区分けということですか。

竹内副課長 大枠で申し上げますとそのようなかたちです。

山口委員 新市街地につきましては、諮問事項の審議のところに、中間報告を来年の3月までにととなっているんですね。ここで挙げられる学校は中間報告の対象になる学校ということでしょうか。

竹内副課長 そのとおりです。

佐伯会長 では、市街地と新市街地の範囲については事務局提案のとおりとして、適正配置の審議に入りたいと思いますが、審議にあたりまして、どんな課題のもとで、どんな視点で考えていったらよいか、第2回の会議のときに、まず教育委員会として抱えている課題を提示してもらいたいとの意見がありましたので、それについて説明を受けたうえで考えていったほうが良いのではないかと思います。そして、皆さんとまず課題を話し合うのが第一歩ではと考えます。では、事務局お願いします。

高澤参事

市街地、新市街地の学校として18校を挙げさせていただいてありますが、事務局としてはこの全てについて論議をいただくことは難しいのではないかと考えています。従いまして、教育委員会で抱えている課題のなかで中心となるものにつきましては今日お話しして、第4回、第5回の会議において、それをもとにして適正配置について論議をいただければと考えています。

最初に、適正配置を策定するうえでの条件ですが、地理的や社会的な成り立ちによる生活圏、行政区分、学校の歴史的な成り立ちの経緯や背景、運動場の広さ、校舎の面積、体育館の広さ、校舎の老朽化、通学距離、将来の人口の増減の推移と学校の規模、小中学校の配置のバランス、地域コミュニティとの整合性、費用対効果、要するに地方公共団体の財政的なものが、一般的に挙げられると考えます。

また、本年度は、現在ある6か所の学校予定地の利活用についても、審議をしていただきたいと考えています。

ただ、学校予定地そのもので見ていくというよりは、中学校区を基にしながら、審議を進めていただくなかで、学校予定地の利活用を考えていただければと考えています。

18校のうち、今後の審議の対象としていただきたい学校として、中学校区で申し上げますと、第二中学校、絡めまして第二小学校と請西小学校、太田中学校、絡めまして清見台小、請西小、畑沢中学校、絡めまして畑沢小学校と波岡小学校、波岡中学校、絡めまして波岡小学校と八幡台小学校、そして清川中学校、絡めまして東清小学校と南清小学校、祇園小が該当になります。

とりわけ喫緊の課題としては、人口の急増地域であり、余裕教室もなくなっている南清小学校、今後急激に児童数が伸びてくると考えられる八幡台小学校、余裕教室のない太田中学校等を考えています。

小さな課題はたくさんありまして、第二中学校についても、かなり敷地が狭いという意見もありますし、今後請西南のほうの人口が増えてきますと、請西小学校の児童増や第二中学校の生徒増につながる可能性がありますので、第二中学校もご審議をいただければと思います。

次回冒頭に、適正配置を策定するうえでの一般的な条件と、教育委員会として抱えている各学校の課題等につきましては一覧表にして提出したいと思います。

佐伯会長

事務局から、教育委員会の抱えている課題についての説明がありました。第4回、第5回で丁寧に審議をしていくわけですが、課題についてこの時点で聞いておきたいこと、考えておきたいことなどがありましたら発言をお願いします。

坂井委員

課題は大変よく分かりました。会議の回数を重ねてきて、お話を聞いているとだんだん難しくなってきました。随分大変なところにきてしまっているという気が今更ながらしています。



南清小学校を例にとったとき、もう教室は足りないわけですから、ある程度教育委員会に対策をお持ちだと思うのです。できればそれをお話いただいて、そこから私たちが保護者や地域の情報を持ってきて、どうしていったらいいかというお話の仕方ではいけないのでしょうか。

今一番何が大変かといったら南清小学校、他から来る方も多いので地域の中も大変だと想像できます。地元であれば同じ考えの方がいて解決していけるものが、いろんな地域から来たらいろんな意見があって、そこでまた問題がもたつてしまうこともあると思うのです。

法律や数字から入っていくことも大事ですが、対策をまず出してもらって、それだったらこうするほうが良いのではないのかということ、委員で話し合っていくというやり方ではいけないのかなと思います。

露崎次長

ほたる野地区は人口急増地区として、教育委員会としても南清小学校は十分な対応をしなくてはいけない学校であると認識しています。二年前に教室が足りないということで、軽量鉄骨造の校舎3クラス分を建設しました。その時の計画よりも人口の増加が進んでいるということで、対策も前倒しして講じなければいけないと考えています。

来年は学校の協力をいただいて、軽量鉄骨造の教室で対応が可能ですが、再来年からは現状のままでは教室が足りなくなりますので、来年もう一度3クラスの軽量鉄骨の校舎を建設します。同時に、当初南清小は小規模校でしたが、今後は標準的な学校になるので、教職員数、特別教室などを抜本的に見直さなくてはならないということで、新たな校舎の建設に向けた計画をしたいと市当局と交渉を行っています。

しかし、校舎の建て直しに向けた基本設計については、市の方針としてきちんと位置づけられていない状況です。教育委員会としては、数年後には新たな校舎が完成するように、これからも市当局に働きかけをしていきます。

内田委員

今日の資料を見て感じたところですが、通学区域外就学状況を見ますと、学区外から入ってきた方、学区から出て行く方を見比べてみますと、例えば南清小は他の学区から入ってきたのが30で、出て行くのが55ということですね、そうすると25人は本来は南清小学校に入ることになります。同じように、波岡小学校が24人、中郷小学校が15人というかたちになります。

中学校も同じようなことがあるわけですが、余裕教室を見ますとゼロになっているところが南清小、波岡小、鎌足中、太田中です。児童の伸び率を見ますと南清小は上がっているし、波岡小も上がっている。南清小と波岡小が規模的に早急に考えなければならない学校かなと感じました。そうすると連動して中学校は波岡中・清川中が考えられます。例えば木更津第三中学校が22年度改修工事を行うと決まったということで前回聞きましたが、新しく造る学校に抱き合わせて、いろいろな施策を

考えていけたらと感じました。

石渡委員 請西南とか東は人口が急増しているというお話がありましたが、請西南や東から請西小に通っている児童がいます。地域の切実な声として、首に鍵をぶら下げてとぼとぼと長い距離を歩いて通っているのがいたたまれないと。児童の最長通学距離についてはどのようにお考えでしょうか。

竹内副課長 請西小は最長でも片道3キロ以内と確認しています。

石渡委員 人口が急増したときに、少数でしょうけれども通学距離の長い児童の心配も大事なことはないかと思えます。

佐伯会長 今日は事務局から、市街地、新市街地の適正配置について審議をするにあたって、教育委員会がもっている課題について説明を受けました。次回この課題を文章で提示していただきまして、それをもとに個別に審議をしていくことになると思います。委員の皆様には、課題について整理をしていただいたうえで、ご意見をいただいて審議をしていきたいと考えています。

## 5 その他

露崎次長 さきほどご説明しました校舎等の設置に関する事項につきまして、資料に一部訂正がありますので、次回までに提出させていただきます。

## 6 閉会

佐伯会長 長時間にわたりご審議をいただきまして、ありがとうございました。次回は10月を予定しています。中間答申に向けて今後ともよろしくお願ひします。以上をもちまして、第3回木更津市立小中学校適正規模等審議会を閉会します。

以 上

上記会議録を証するため下記署名する。

平成21年 月 日

木更津市立小中学校適正規模等審議会会長